

東かがわ市規則第25号

東かがわ市引田漁村センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和8年6月26日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市引田漁村センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市引田漁村センターの管理に関する規則（平成15年東かがわ市規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第9条に規定する特に必要があると認めるとき及び減免する額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第10条ただし書の規定により、使用料を還付することができる要件及び還付率は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、利用許可申請の際にその旨申し出なければならない。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第10条の規定により、使用料を還付することができる場合は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、利用できなくなったとき。</p> <p>(2) 利用者が、利用開始の日の2日前までに利用の取消しを申し出たとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に相当の理由があると認めたとき。</p>												
<p>別表第1（第10条関係）</p> <p>使用料を減免する使用区分及び減免する額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用区分</th> <th style="text-align: center;">施設使用料を減免する額</th> <th style="text-align: center;">冷暖房使用料を減免する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市又は市教育委員会が主催又は共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が利用する場合を含む。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に利用する場合</td> <td style="text-align: center;">全額免除</td> <td style="text-align: center;">全額免除</td> </tr> <tr> <td>3 市内の認定こども園、小・中学校等が保育又は教育の一環として利用する場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	施設使用料を減免する額	冷暖房使用料を減免する額	1 市又は市教育委員会が主催又は共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が利用する場合を含む。）			2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に利用する場合	全額免除	全額免除	3 市内の認定こども園、小・中学校等が保育又は教育の一環として利用する場合			
使用区分	施設使用料を減免する額	冷暖房使用料を減免する額											
1 市又は市教育委員会が主催又は共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が利用する場合を含む。）													
2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に利用する場合	全額免除	全額免除											
3 市内の認定こども園、小・中学校等が保育又は教育の一環として利用する場合													

改正後			改正前		
4	当該施設の管理者が管理業務のために施設を利用する場合				
5	市内に所在する団体が教育的見地から実施する青少年の育成活動に利用する場合				
6	市が関与し、又は運営を支援・助成する団体が利用する場合				
7	前各項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合				
8	市内に所在する団体が生涯学習、健康づくり及び地域福祉の推進の活動に利用する場合	半額免除		なし	
9	前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合				
別表第2 (第11条関係)					
	要件			還付率	
1	利用者の責に帰さない事由によって利用することができないとき。			使用料の100%	
2	公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。			使用料の100%	
3	利用日の30日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。			使用料の70%	
4	利用日の15日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。			使用料の50%	
5	利用日の5日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。			使用料の30%	

附 則

この規則は、令和10年4月1日から施行する。